

「高校生就職支援人材育成事業」（地域人づくり事業）企画提案募集要項

1 趣旨

新たな雇用機会の創出を図るため、就職意欲のある生徒と若い人材を確保したい企業との間を効率的にマッチングさせるための進路相談や面接指導等の就職支援業務を通して、キャリアカウンセラー等として就業できる人材育成を実施することとし、この業務を委託する事業者（民間企業、NPO法人等）を選定するための企画提案を募集する。

2 事業委託の対象者

- (1) 公募に参加できる者は、次の全ての要件を満たす者であること。
 - ① 民間企業、NPO法人、これら以外の法人（一般社団法人・財団法人、公益社団・公益財団法人、事業協同組合等）のほか、権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合等、また、事業を適切に運営できる個人事業主（以下「事業者等」という。）であること。
 - ② 兵庫県内に本社又は事業所が所在する事業者（以下「県内企業」という。）であるほか、県内企業を構成員とする共同企業体であること。
 - ③ 総勘定元帳、出納整理簿、支払振込書及び請求書や納品書等の会計関係帳簿類、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳、業務日誌、賃金口座振込書及び社会保険料等手続き書類等の労働関係帳簿類が整備されており、又は今後整備することが確実であって、本事業に係る経理処理について、通帳口座等を他の事業と区分して作成するなど、事業を的確に遂行できる能力を有している事業者等であること。
 - ④ 事業の実施にあたり、県との打合せなどに適切に対応できる事業者等であること。
- (2) 次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定に関わらず、公募に参加する資格を有しない。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - ② 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - ④ 雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金など、事業者等に対する委託費の支給事由と同一理由により支給要件を満たすこととなる国・都道府県・市町村の各種助成金・補助金の支給を受けている又は受けようとしている者
 - ⑤ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

3 事業要件

業務仕様書に沿って応募者自らが企画する事業であって、次に掲げる要件を全て満たす事業であること。

- ① 県が委託する事業として公共性があること。
- ② 平成 26 年度中に県内で失業者を新規雇用する事業であること。
- ③ 事業費のうち新規雇用する失業者の人件費の割合が事業費の 2 分の 1 以上であること。
- ④ 人材育成・就業支援計画を策定し、職場での実務経験を積む OJT だけでなく、職場外で講義等の研修を受講する OFF-JT も実施すること。

4 事業費

総事業費は 84, 228 千円で、27 名の雇用創出を想定している。

予算の範囲内で、提案内容に応じて 1 事業者と契約する予定である。

5 事業期間

契約締結日（平成27年 3 月）から概ね 1 年間とし、新規雇用する失業者の委託対象となる雇用期間は 1 年以内とする。

6 対象経費等

(1) 対象となる経費

① 新規雇用する失業者の人件費

ア 賃金

イ 通勤手当等の諸手当

ウ 社会保険料（健康保険料、雇用保険料、労災保険料等）の事業主負担分

② 新規雇用する失業者以外の人件費

委託事業に従事する既存社員又は失業者以外の新規雇用者の賃金（提案事業の範囲内で従事した事務量（業務時間）に応じた賃金として、その内訳が明確に区分できるものに限る。）

③ その他の事業費

直接的事業費

機器・機械等のレンタル・リース費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、交通費、会場使用料、専門家謝金、その他事業実施に必要な経費

④ ①～③の経費にかかる消費税及び地方消費税

(2) 対象外経費

土地、建物の取得に係る経費、物品、施設や設備を設置又は改修する経費（軽微な場合を除く。）、その他事業との関連性が認められない経費

7 募集手続き

(1) 募集期間

平成27年2月16日(月)から平成27年3月2日(月)17時まで(必着)

(2) 提出先

事務局に持参すること。各日とも9時から17時までとする。(土・日、12時から13時を除く)郵送やFAX、電子メールでの提出は不可。

(3) 募集要項の内容に関する質疑及び回答

質問は、次の方法により受け付ける。

① 受付期間

平成27年2月16日(月)から平成27年3月2日(月)17時まで

② 質問方法

電子メール又はFAXにより提出。

なお、電話での問い合わせは受け付けない。

③ 提出先

兵庫県教育委員会事務局高校教育課高校教育改革班 担当 中前

(Email: Junichi_Nakamae@pref.hyogo.lg.jp)

④ 回答方法

電子メール又はFAX等により回答する。

同種の質問が想定されるもの等については、すべての募集要項配布者に対して、随時電子メール、FAX等により連絡する。

⑤ その他

ア 書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。

イ 電子メールのタイトルに「【質問】高校生就職支援人材育成事業」と明記すること。

(4) 提出書類及び提出部数

この募集要項のほか、業務仕様書、様式、補足資料等の関連資料に基づき作成のうえ、提出すること。

① 応募申請書(様式1) 6部

② 提案者概要(様式1付表) 6部

③ 企画提案書(様式2) 6部

④ 経費積算見積書(様式3) 6部

⑤ 人材育成・就業支援計画(様式4) 6部

⑥ 誓約書(様式5) 1部

⑦ その他提案内容を説明する書類(任意様式) 6部

⑧ 添付書類 1部

ア 定款又は寄付行為(法人格を有していない場合は、規約等これに類する書類)

イ 登記簿謄本(法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者

の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類）（提出の日において発行から3箇月以内のもの）

ウ 県税（全税目）、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証する書類（提出の日において発行から3箇月以内のもの）

エ 会社概要等、応募者の概要が分かる書類

オ 直近2年間の収支決算書類（事業報告書、貸借対照表、損益計算書等）

(5) 費用負担

提案書の作成及び提出に要する経費は事業者等の負担とする。

(6) 応募に関する留意事項

- ① 本要項（様式を含む）については兵庫県教育委員会事務局高校教育課のホームページからダウンロードすることができる。
- ② 応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

8 対象事業（受託事業者）の選定

(1) 選定方法

応募のあった提案事業は、以下に掲げる内容などにポイントをおいて、総合的に評価し、選定する。

- ① 基本事項：事業内容、実施方法の妥当性や実行可能性など
- ② 事業効果：県事業への効果、他への波及効果など
- ③ 効率性：費用対効果、事業の効率性
- ④ 実施体制：事業の実施体制、ノウハウや実績、関係団体等との協力関係の見込など
- ⑤ その他：事業を遂行するに当たっての創意工夫など

(2) 選定結果の連絡

選定結果は、採否を問わず文書により通知する。

(3) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当する場合は審査の対象から除外する。

- ① 「2 事業委託の対象者」に該当しない場合。
- ② 要項に違反又は著しく逸脱した場合。
- ③ 審査会委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行うこと。

(4) その他

- ① 対象事業の選定は、円滑な事業実施のため、平成26年度補正予算の成立に先だって行うものであり、予算の成立を前提とし、予算が成立しない場合は事業実施を見送る。

- ② 必要に応じて、提案者に対し、個別に内容の確認や書類の提出依頼、ヒアリング等を行う場合がある。

9 採択の取消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、採択を取り消す場合がある。

10 委託契約の締結

- (1) 県は、選定された事業を提案した事業者等と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (2) 契約形態は、精算条項を設けた概算契約とし、契約条項は後日示す。
- (3) 契約の相手方となる事業者等は、兵庫県財務規則第100条第1項の規定に基づき、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する。
ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。
- (4) 契約締結日は、平成26年度補正予算の成立以降の平成27年3月下旬を目途とし、契約締結後は、契約書及び仕様書に従って事業を実施する。

11 契約の解約

- (1) 平成27年3月31日までに失業者の雇い入れができなかった場合は、契約を解除する。
- (2) 委託契約に記載の条項に違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還が必要となる場合がある。
- (3) 上記(1)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

12 事業報告等

- (1) 委託事業終了後は、人件費及び事業費、事業に従事した全労働者数及び新規雇用した失業者数、新規雇用した失業者の募集方法や雇用期間の事項を内容に含む実績報告書を県に提出する。
- (2) 新規雇用した失業者の人件費（実際に支出した額）の割合が事業費の2分の1を下回った場合は、原則として、事業費を減額する。
- (3) 事業の進捗状況や新規雇用した失業者の就労状況等については、上記以外にも随時報告を求める場合がある。

13 委託料の支払い

委託費の支払いは、新規雇用する失業者に係る人件費の変動等が見込まれることから、

事業終了後に提出される実績報告書に基づき、県が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

1.4 適正な事業執行に係る留意事項

- (1) 事業者等は、本事業が兵庫県との委託契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。
- (2) 実施にあたっては、本事業に係る総勘定元帳、決算書類、出納整理簿、支払振込書及び請求書や納品書等の会計関係帳簿類並びに労働者名簿、出勤簿、業務日誌、貸金台帳、貸金等口座振込書及び社会保険等書類等の労働関係帳簿類を整備するとともに、本事業の経理を明確にするため、帳簿や通帳口座を本事業単独で作成する等、事業者等が実施している既存事業の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (3) 事業者等は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類、労働関係帳簿類（採用関係含む。）、通帳並びに業務日誌等）を事業終了後5年間保存すること。
- (4) 本事業については、事業終了後も含めて、兵庫県監査委員や会計検査院の検査対象となる場合があるため、事業者等は、検査対象となった場合は検査に協力すること。
- (5) 事業の受託により得られた情報は、委託事業終了後においても守秘義務があること。

1.5 その他の留意事項

- (1) 新規雇用する失業者の募集等
 - ① 新規雇用する失業者の募集にあたっては、特定の者を対象とした募集とならないよう、ハローワークへの求人申し込みを原則として、広く公募によること。
 - ② 平成27年3月31日までに失業者を雇い入れる必要があることから、求人募集は速やかに実施すること。
 - ③ 新規雇用する失業者が失業者であることを雇用保険受給資格者証や廃業届、採用面接等における本人への質問、履歴書等により確認すること。
 - ④ 新規雇用する失業者を平成27年3月31日までに雇い入れ、雇用期間は1年以内とすること。
- (2) 財産の取得制限等
 - ① 機械・設備等の備品は、原則リース又はレンタルにより対応すること。
 - ② 購入する以外に方法がない場合は、県の承認を得た場合のみ、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものについてのみ購入ができるものとし、50万円以上の財産の取得は認めない。
 - ③ 購入した財産については、県に帰属することとし、業務委託を行った際に生じた特許権等の知的財産権についても同様とする。
- (3) 事業の実施に伴う収入
委託事業の実施により発生した収入がある場合は、次の全ての要件を満たす場合を

除いて収入に相当する金額を委託料から減額する。

ア 事業者等が自助努力により委託契約期間終了後も引き続き事業を継続する場合

イ 事業者等が委託事業において新規雇用した失業者の2分の1以上の者を委託契約期間終了後も継続して雇用する場合

(4) その他

① 事業の全部又は一部を兵庫県の承諾を得ずに他者に再委託することは認めない。

② 新規雇用した失業者が事業における雇用期間終了後において、引き続き雇用されるよう努めることとし、継続雇用に向けた努力をしたにも関わらず、事業終了後に結果として新規雇用した失業者の雇用が継続できなかった場合は、委託料の返還は求めない。

1 6 事務局

兵庫県教育委員会事務局高校教育課高校教育改革班 担当 中前

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL 078-341-7711 (代表) 内線 5820

FAX 078-362-4288

Email : Junichi_Nakamae@pref.hyogo.lg.jp